

公開用

令和2年9月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和2年9月29日

春日部市教育委員会

I	期 日	令和2年9月29日 火曜日
II	場 所	春日部市教育センター 2階 会議室
III	開 会	13時30分
IV	閉 会	13時47分

V 教育長及び出席委員

教育長	鎌田 亨
教育長職務代理者	金森 良泰
教育委員	水沼 章文
教育委員	岡田 新司
教育委員	秋山 早苗

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長	宗広 則行
学校教育部学務指導担当部長	柳田 敏夫
学校教育部次長兼学校総務課長	篠原 直樹
学校教育部学務指導担当次長兼指導課長	舘野 俊之
指導課教職員担当課長	小野 誠

【社会教育部】

社会教育部長	村田 誠
社会教育部次長兼社会教育課長	神谷 司
社会教育部参事兼社会教育課生涯学習推進担当課長兼 視聴覚センター所長	木舟 宏美
文化財保護課担当課長兼郷土資料館長	實松 幸男

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹	西川 宏之
学校総務課 総務担当主査	芦野 太朗

VIII 署名委員の指名
金森委員

IX 会議に附した議案

- 議案第 36 号 令和 3 年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について
- 議案第 37 号 令和 3 年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項について
- 報告第 43 号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の制定について
- 報告第 44 号 令和 2 年 9 月春日部市議会定例会について

X 議題及び議事の概要

鎌田教育長

それでは、ただいまから9月定例教育委員会を開会いたします。

初めに、本日の会議録署名委員を指名します。金森委員、お願いします。

前回会議録（案）については、事務局より各委員に事前に配布しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配布した会議録（案）のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録（案）は、事前に配布した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、会議終了後、前回署名委員の署名をいただいでください。

それでは議事に入ります。

はじめに、議案第36号 令和3年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針についてを議題とし、説明を求めます。

小野課長、お願いします。

小野指導課教職員担当課長

議案第36号、令和3年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について、ご説明申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

本案は、令和3年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員の人事異動を実施するにあたり、埼玉県教育委員会の人事異動方針に基づき、本市の基本方針を策定し、学校教育の健全な発展と円滑な運営を期するとともに、適切な人事管理のもとに教職員の適正配置を行い、教職員組織の充実を図ろうとするものでございます。

1の基本方針の内容でございますが、（1）から（7）の7点を基本方針としております。読み上げさせていただきます。

（1）各学校の活性化を図り、気風を刷新して教育効果を高めるため、人材を抜擢し、適材を適時に適所に配置することを基本に異動を推進する。

（2）各学校の人材育成を期して、教職員の視野を広め職務経験を豊かにするための異動を推進する。

（3）各学校の教職員組織の充実と均衡を図るため、計画的に人事を進める。特に、教職員年齢構成等の不均衡を解消することに努める。

（4）春日部市の教育水準の向上を図るため、他市町村教育委員会との交流を積極的に

推進し、長期的展望に立って、計画的かつ適正な異動を実施する。

(5) 定年退職者等の再任用職員については、豊かな経験を生かすとともに、調和のとれた学校運営に資するため、適切な配置に努める。

(6) 女性教職員の個々の能力、適正等を考慮し、積極的な登用に努める。

(7) 障害のある教職員については、個々の障害の状況、能力、適正等を考慮し、適切な配置に努める。

以上、7点の基本方針につきましては、昨年度との変更点はございません。

次に、2の実施要項でございますが、(1) 転任・転補について、3ページの(2) 登用等について定めるものでございます。昨年度までは退職、採用等の項目がこの実施要項に含まれておりましたが、退職、採用等については県の条例で定められていることから、今年度、県の基本方針から削除され、人事異動方針細部事項へ移動となりました。従いまして、県にあわせて、市の基本方針も同様といたしました。

内容に関しましては、昨年度との変更は全くございません。

以上でございます。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

鎌田教育長

転任・転補というのは専門用語だと思うのですが、転任と転補の違いについて、分かるように説明をお願いします。

小野課長、お願いします。

小野指導課教職員担当課長

転任と申しますのは、市町村間の異動を伴うものでございます。

一方、転補というのは、市内での異動を示しております。

以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

水沼委員

お聞かせいただきたいのですが、埼玉県内の各教育事務所間の異動というのは、基本的には、どのようになっているのでしょうか。

春日部市ですと東部、それから南部、北部等でございます。このような事務所間での異動というのはありますでしょうか。

鎌田教育長

小野課長、お願いします。

小野指導課教職員担当課長

原則としては、東部管内での異動が多数にはなりますが、結婚や転居等によって通勤圏内で無い所に転居する場合もございますので、そういったものにつきましては、まず東部

教育事務所に、その旨を申し上げさせていただき、教育事務所間でのやり取りをする中で、人事異動が可能かどうか調整します。

それでも難しい場合には、直接、その後に市町村間で交渉する場合もございますが、基本は事務所同士で、事務所の所長さん及び主席管理主事さん等を中心に人事異動の調整をしてみたいです。

以上でございます。

水沼委員

ありがとうございました。

鎌田教育長

他にはありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第36号 令和3年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第36号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第37号 令和3年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項についてを議題とし、説明を求めます。

小野課長、お願いします。

小野指導課教職員担当課長

議案第37号、令和3年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項について、ご説明申し上げます。

議案書の4ページをご覧ください。

本案は、先の人事異動方針に基づき、実施内容をより具体的に定めるものでございます。こちら、県の細部事項に沿ったものでございます。

5ページをご覧ください。

まず、1の退職についてでございますが、(1)が定年退職、(2)が勸奨退職でございます。(2)の勸奨退職については、令和3年3月31日現在、満45才以上で、勤続20年以上の者が退職する場合に該当するものでございます。

次に、2の転任・転補についてでございます。転任とは、他市町村への異動を意味し、転補とは、市内での異動を意味しております。(3)原則として異動を行わない教員、事

務職員、学校栄養職員については、同一校3年未満の者、産休・育休等の取得中及び妊娠中の者、休職中の者でございます。

6ページをご覧ください。

(7)は今年度追加した項目でございます。児童生徒数が少ない地域の学校における教職員組織の充実を図るため、それ以外の地域の学校との交流に努めることとしたものです。本市においても特別支援学級を除いた学級数が11学級以下の学校、いわゆる小規模校が8校あり、それらの学校では、今後も児童数の減少が予想されることから、今年度新設したものです。項目(7)以外については、昨年度からの変更はありません。

続いて、6ページ一番下、3の採用等についてです。

(1)の新規採用者については、ヒアリング等を実施し、新規採用者の資質、能力を十分に発揮できるよう考慮してまいります。

7ページ、(6)の再任用職員については、各学校の実態や校長の方針を踏まえ、豊かな経験を生かし、調和のとれた学校運営に資するよう配慮してまいります。教職員が意欲を持ち、その特性や能力を十分に発揮し、組織として機能する魅力ある学校づくりに資するために、適正かつ効果的な人事異動を実施してまいります。なお、この人事異動方針及び細部事項につきましては、議決をいただきました後、各校長に提示する予定でございます。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第37号 令和3年度当初春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校教職員人事異動方針細部事項について、原案どおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第37号は、原案どおり可決と決しました。

以上で議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第43号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

小野課長、お願いします。

小野指導課教職員担当課長

報告第43号、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校におけるハラスメントの防

止等に関する要綱の制定につきまして、報告申し上げます。

議案書 8 ページをご覧ください。

本年 6 月 1 日の人事院規則一部改正に伴い、本市の要綱を一部改正し、制定したものでございます。

旧要綱からの主な改正箇所は、3 点ございます。

まず 1 点目ですが、議案書の 10 ページの第 5 条をご覧ください。他校の教職員からのハラスメントを想定して、10 ページの第 5 条第 3 項及び 11 ページの第 4 項を新設いたしました。

次に 2 点目ですが、議案書 11 ページの第 7 条第 1 項及び第 2 項にございますように、ハラスメント防止に係る研修を義務付けました。

最後に 3 点目ですが、議案書 12 ページ、第 9 条第 1 項及び第 2 項にございますように、苦情相談に関する指針を定めることとし、条項を新設しました。

その他、文言整理等に伴う若干の改正がございますが、大きな変更点は、以上申し上げた 3 点でございます。

以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第 44 号 令和 2 年 9 月春日部市議会定例会についてを議題とし、説明を求めます。

篠原課長、お願いします。

篠原学校教育部次長(兼)学校総務課長

報告第 44 号、令和 2 年 9 月春日部市議会定例会について、報告いたします。

議案書、14 ページをご覧ください。

会期は、8 月 24 日から 9 月 18 日までの 26 日間で行いました。

提出議案のうち、教育委員会関係の議案は、議案第 70 号、議案第 74 号及び 83 号の 3 件であり、原案のとおり可決・認定されました。

次に、教育委員会関係の請願として、請願第 2 号が提出され、不採択で行いました。

次に、一般質問では、27 人の議員から質問があり、このうち教育委員会関係につきましては、12 人の議員から質問が行いました。

質問項目につきましては、お示しのとおりでございます。

なお、お手元に参考資料として実際の一般質問の内容、答弁等について概略を記載しております。

以上、報告いたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ごさいません」と言う人あり]

鎌田教育長

この参考資料に書かれているものについては、過日の校長研究協議会で、市内の校長に配布しております。

学校と情報共有しながら、例えばコロナウイルスのことについては、部長や教育長が、このように答弁しているので、学校もよろしくお願ひしたいという旨で、お知らせしているところがございます。

後程、ご覧いただければと思います。

以上で、報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

宗広学校教育部長

10月定例会につきましては、10月20日、火曜日、午後2時から、教育センター2階視聴覚ホールでの開催を予定しております。

鎌田教育長

以上で、9月定例教育委員会を閉会いたします。